



能登半島地震における社会福祉協議会の取組

ふれあいネットワーク

社会福祉法人

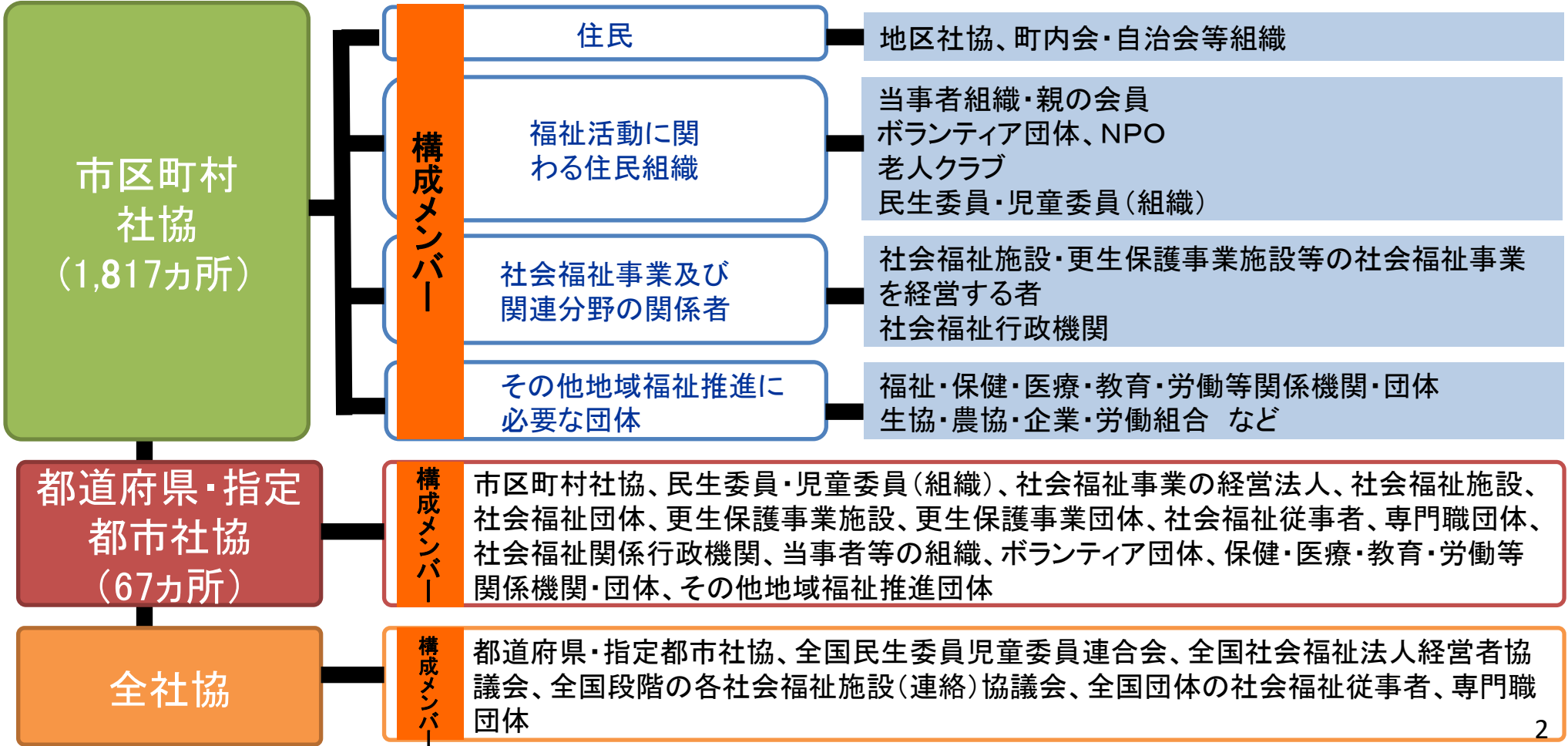
全国社会福祉協議会

地域福祉部長／生活福祉資金貸付事業支援室長
全国ボランティア・市民活動振興センター長

高橋良太

社会福祉協議会(社協)の組織

- すべての市区町村、都道府県・指定都市、全国の段階に組織されている民間非営利組織。
- 「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」として、以下の事業を実施することが社会福祉法に規定されている。
 - 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



社会福祉協議会の使命、活動原則

社協の使命 (市区町村社協経営指針)

市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、**地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み**、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「**ともに生きる豊かな地域社会**」づくりを推進することを使命とする。

社協の活動原則 (新・社協基本要項)

- ①住民ニーズ基本の原則
- ②住民活動主体の原則
- ③民間性の原則
- ④公私協働の原則
- ⑤専門性の原則

活動の特徴

- ⇒住民のニーズを把握し、そのニーズに立脚した活動を進める。
- ⇒一人のニーズから地域全体の課題を考え、住民と一緒に問題解決に取り組む。
- ⇒幅広い公私の福祉関係者、多分野と連携・協働する。(プラットフォーム)



誰もが社会参加できる地域をめざします

社協は、住民一人ひとりが身近な地域で相互に交流したり、また、地域の課題に関心を持って話し合ったり学び合うなど、誰もが地域の一員として参加しやすい場づくりを進めています。

社会福祉協議会の災害対応の取り組み



能登半島地震における社会福祉協議会による被災地支援活動

○能登半島地震の被災地のうち、とくに被害が甚大な石川県に対して、全国の福祉関係者の協力を得て、①災害ボランティアセンターの運営支援、②生活福祉資金の特例貸付、③避難所等への災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣、④被災福祉施設等への介護等職員の派遣の支援活動を展開した。

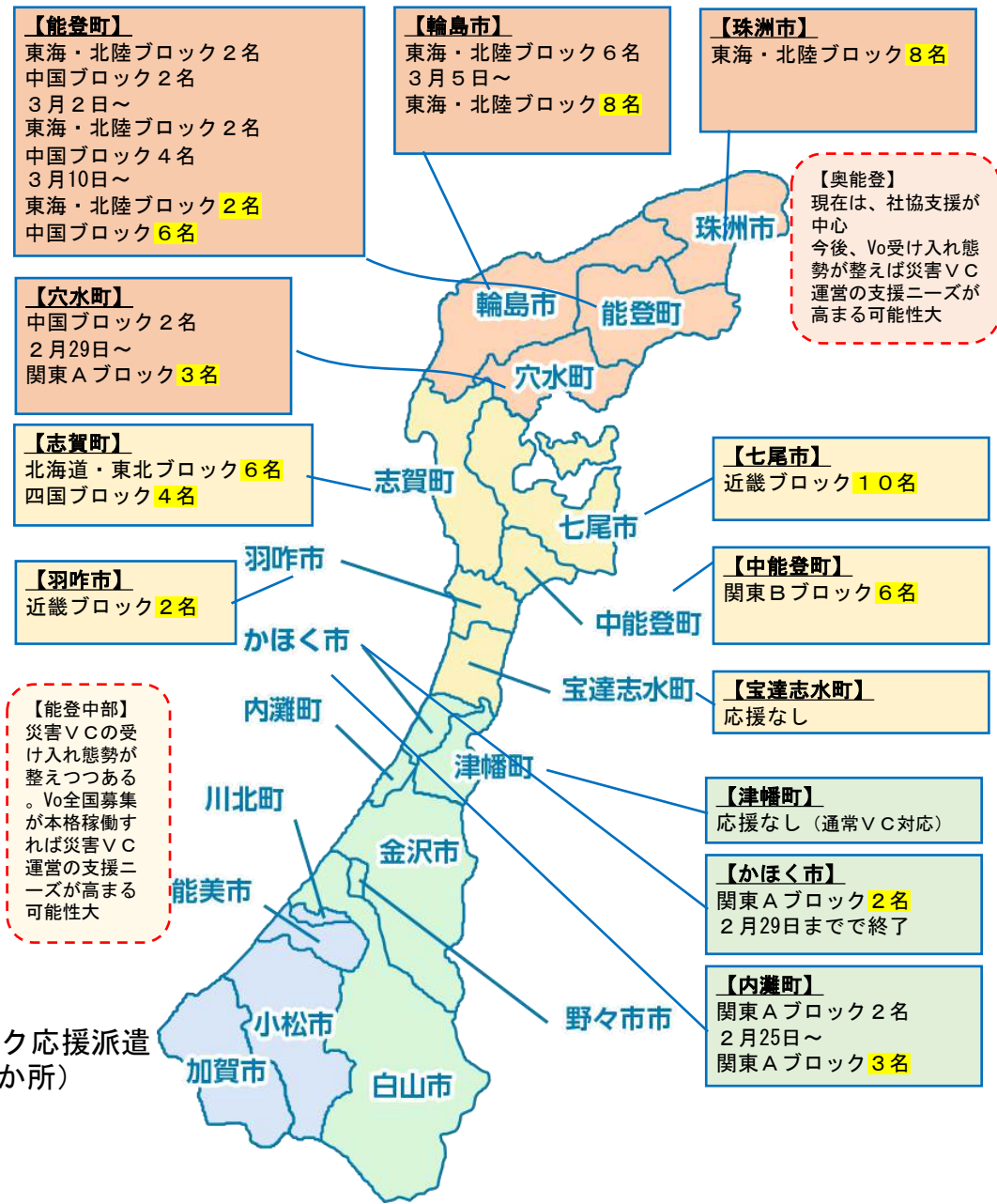
○現在、県内市町社協で地域支え合いセンターを設置し、支援を行っている。

1. 災害ボランティアセンターの運営支援	2. 生活福祉資金の特例貸付	3.避難所等へのDWAT派遣	4.被災福祉施設等への介護等職員の派遣
8月21日までに142,665人のボランティアが活動 i 県手配分(県が事前登録者から募集) 43,510人 ii. 市町独自募集分 99,155人(8月16日現在)	緊急小口資金および住宅補修費の特例貸付 【9月28日までの実績】 緊急小口資金 1,559件・2.12億円 住宅補修費 3件・277.9万円	全都道府県から災害派遣福祉チーム(DWAT)が出動し、避難所等で要支援者の相談支援等を実施 6月末(活動終了)までに延べ1,573人(6,097人日)が活動	福祉施設や1.5次避難所に介護等応援職員を派遣 【6月末までの実績】 63施設に1,358人のマッチング 3月以後、1.5次避難所に経営協各ブロックから応援職員の派遣を継続
社協のブロック間相互支援により応援職員を派遣 ・災害VCの運営に延べ12,127人(日)(9月末まで) ・特例貸付に364人(日) (3月1日まで)		全社協受託の「災害福祉支援ネットワーク中央センター」が厚労省と連携、職員派遣のマッチングを実施	

石川県内の災害ボランティアセンターの運営状況①

- 発災後、金沢市以北の市町では、被害が発生しており、最大12市町で災害VCが設置された。
- 県内では災害VCを設置していない市町社協の方が少ない状況であり、即座に全国のブロック派遣が調整され、全国から社協職員が支援に入った。
- 奥能登地域では、断水、道路寸断が続いており、一般のボランティアが多く活動できる環境が整うのに時間がかかった。
- ボランティアは事前登録制として、県VC(事務局:県庁)がのボラバスを運行し、金沢駅から、各市町災害VCへボランティアを送迎する仕組みをとった。
- 多くの市町でボランティアが必要であったことから、インフラの整っている市町の災害VCからボランティアの受け入れ体制を強化するなどの方針をとった。

令和6年2月末時点の全国ブロック応援派遣
※支援先社協が最も多いとき(10か所)



石川県内の災害ボランティアセンターの運営状況②

令和6年能登半島地震 全国社協応援派遣の今後の見込み

【GW中（強化期間）】（4/25～5/8）

○県域全体の外部支援体制の方針（令和6年4月19日時点）

- ・七尾市、志賀町については、4月中にピークを持っていく。志賀町の外部支援は5月末までの見込み
- ・珠洲市、輪島市、能登町については、GWにピークを持っていく。
- ・穴水町は現状維持のままGWまでで外部支援の終了をめざす。

【珠洲市】（本所1か所で実施）

- 全壊が多く二次避難者が多数
- 仮設住宅の設置もまだ十分でない
- ★避難者が地域に戻るのに時間を要することから夏頃まで継続的な支援が必要
- 〈外部支援者〉増員想定
- ・東海・北陸8名+九州6名 → 東海・北陸8名+九州9名

【輪島市】（本所1+サテライト2か所）

- 全壊が多く二次避難者が多数
- 仮設住宅の設置もまだ十分でない
- ★避難者が地域に戻るのに時間を要することから夏頃まで継続的な支援が必要
- 〈外部支援者〉増員想定
- ・東海・北陸8名
- 東海・北陸8名+関東A 8名

【能登町】（本所1+サテライト2か所）

- ニーズ数は多いが、順次対応中（一部損壊多い）
- 受入体制を強化しつつ、6月末までで外部支援については、一定の目途をつける予定
- 〈外部支援者〉増員想定
- ・東海・北陸2名+中国6名
- 東海・北陸2名+中国8名+関東B 6名

【穴水町】（本所1）

- ニーズ数は多いが、順次対応中
- VOCのキャパや残ニーズから、現状維持のまま、GW以降、週末型に移行（5/15で派遣終了予定）
- 〈外部支援者〉現状維持想定
- ・関東A 3名 → 継続

【志賀町】（1か所を実施）

- ニーズ数は多いが、順次対応中
- 〈外部支援者〉現状維持想定
- ・北海道・東北6名+四国4名+関東A 3名
- 北海道・東北9名+四国4名

【七尾市】（本所1か所を実施）

- ニーズ数が多いが、順次対応中
- 〈外部支援者〉現状維持想定
- ・近畿12名+関東B 6名
- 近畿14名



令和6年5月時点
※応援職員数が
最も多いとき
(1日あたり79名)

石川県内の被災地と災害ボランティアセンターの概況①

①発災時の対応

▼状況

○地震の揺れや津波で家屋の倒壊が相次ぎ、また液状化や火災が発生した。

(輪島市では200棟以上の住宅や店舗が焼け、およそ5万平方メートルが消失)

○ライフラインが断絶した。

(石川県では地震発生時に最大約4万戸の停電、最大約9万5千戸の断水が発生)

○断水によるトイレ問題が発生した。

(避難した先に十分な備えがなく、住民が外で用を足したり、携帯トイレを複数人で使ったりしたケースが相次いだ。)

○食糧・ガソリンなどが不足した。

○周りを海に囲まれた半島という立地の中で基幹道路の寸断があり、甚大な被害が発生した奥能登地域では救助作業が難航した。救急や消防などの緊急車両が通行できないほどの大渋滞も発生した。

○避難所などへの支援品の供給遅れも生じ、燃料が届かずに被災者が暖を取ることが出来ず、また限られた食料品を少しずつ分け合うなどの状態が続いた。

○避難所では新型コロナウイルスやインフルエンザに感染する者が増えた。

○被災地でのボランティア活動について、石川県は、道路などのインフラが復旧していないことや、自治体の受け入れ態勢が整っていないことなどを理由に、現その時点では控えるよう呼びかけた。

▼動向

○被災地の災害VCでは、被害の状況把握、関係者の安否確認などに対応した。

○社協職員も被災し災害VCを設置するも、活動開始に時間を要する社協があった。

○全社協は石川県社協に先遣隊を派遣し、運営支援を開始した。また、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(以降、支援P)は先遣隊派遣、運営支援者派遣、資機材調達、配送などを開始した。

石川県内の被災地と災害ボランティアセンターの概況②

②1月の対応

▼状況

- 県内被害の状況、全体像をつかみ始める
- 応急仮設住宅の建設が始まる
- ライフラインの復旧状況：停電は約3千7百戸、断水は約4万5千戸(1/26時点)
- 1次避難所の避難者数9,914名(1/26時点)
- 被害建物応急危険度判定が1月4日～21日に実施された。
(対象となった建物のうち4割にあたる1万2615棟が「危険」と判定)

▼動向

- ボランティアの受入体制が進まない。
- 社協職員自身が被災をし、車中泊や避難所から通勤を行う者がいる。
- 県内社協でニーズ把握のための現地調査を、早いところでは、1月12日から開始した。
- 奥能登で活動する技術系ボランティア団体は、横転車両の回収、避難所での炊き出し支援をするなど、命を守るための活動に重きをおいていた。
- 1.5次避難所、2次避難所の広域避難をする支援のため、金沢市社協、白山市社協、能美市社協が支援を始めた。
- 全社協は、東海・北陸ブロックおよび石川県社協より1月17日に全国応援派遣の依頼を受け、災害対応ブロック幹事県・市社協会議を開催し派遣調整を実施した。

石川県内の被災地と災害ボランティアセンターの概況③

③2月の対応

▼状況

- ライフラインの復旧状況: 停電は約8百戸、断水は約2万2千戸(2/22日時点で)
- 1次避難所の避難者数6,237名(2/25時点)
- 石川県県民ボランティアセンター(以降、県ボラ)登録によるボランティア活動が開始

▼動向

- 奥能登の社協では、社協機能の回復と並行して、在宅避難者の聞き取り調査を実施しながら、県ボラ登録によるボランティア活動のマッチングを開始した。
- 2月6日にブロック幹事県・市社協会議を開催し、追加派遣や3月末までの延長等について協議した。
- 2月8日～11日に、石川県社協(県共募)、中央共募、全社協は被災市町村を訪問し、災害等準備金の活用、支え合いセンターの概要、その他共有が必要な情報提供を行った。

④3月の対応

▼状況

- ライフラインの復旧状況: 電気はおおむね復旧(3/19時点)、断水は約1万戸(3/26時点)
- 1次避難所の避難者数4,563名(3/25時点)
- 公費解体の申請受付を開始した。

▼動向

- 3月21日にブロック幹事県・市社協会議を開催し、追加派遣や5月のGWに向けた延長等について協議した。

⑤4月の対応

▼状況

- ライフラインの復旧状況: 断水は約4千5百戸(4/5時点)
- 1次避難所の避難者数3,740名(4/2時点)

▼動向

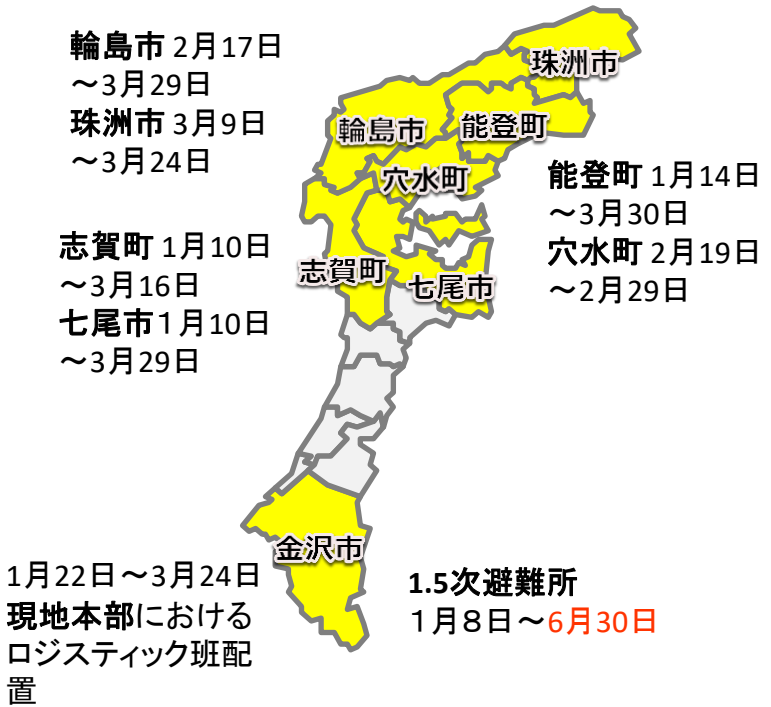
- 4月19日にブロック幹事県・市社協会議を開催し、追加派遣や5月末日に向けた延長等について協議した。



DWAT

●初動

- 1月1日 発災
- 1月2日 石川県庁 石川県DWATチーム員へ派遣に係る調査
- 1月4日 厚労省、石川県、全社協とオンライン会議
- 1月5日 石川県から全都道府県へDWAT派遣要請
- 1月6日 全社協、石川県庁入り 活動方針検討
- 1月8日 DWATチーム1.5次避難所で活動開始



○1月8日～6月30日(活動終了)まで、全47都道府県から、のべ1,573名(6,097人日)が活動

○1～3月は、1.5次避難所(金沢市)、中能登、奥能登で活動。

○4月～6月は、1.5次避難所を拠点として活動。

※能登地域はオンコール体制

※全都道府県が活動を展開した初めての実践。

【DWATの活動例】

①DWATが、認知症高齢者を抱える家族が避難所で孤立化している状況を把握し、地域包括支援センターに連絡し、介護サービス提供に繋がった。

②障害児の避難所内でのパニックが頻発し、母子が孤立するなか、DWATが提案し、避難所内に落ち着けるスペースの確保を行った。

③避難所内で対立する住民同士間にDWATが仲立ちし、居所移転の共同作業を進めることで、支えあう関係を構築した。

など

DWAT活動状況 - 志賀町 - 2/5時点

DWATの体制: ◎静岡県、愛知県 ● DWATが常駐している避難所

【1日の流れ】

8:30 支援者ミーティング(@志賀町役場) 活動開始

(富来活性化センター、志賀町文化ホール移動)

16:00 支援者ミーティング(@志賀町役場) 支援者ミーティング

1/14から拠点活動開始 熊本DWAT(3名/1/14～1/30) 現在は愛知DCAT(5名)が活動

富来活性化センター 避難者数:191人

志賀町文化ホール 避難者数:59人

志賀町役場

1/24から拠点活動開始 静岡DWAT(4名)

相談コーナー 避難所の様子

相談コーナー 健康体操 アセスメントの様子

※特記事項

- ・町内に30ヶ所の避難所、2ヶ所の福祉避難所が開設されている。
- ・避難所は富来活性化センター、文化ホール、西山台交流センターへの集約が進んでいる。
- ・文化ホール周辺の避難所への巡回も始めている。

石川県における社会福祉施設による支援活動【被災施設への介護職員等応援派遣】

被災施設への応援職員派遣

- 厚生労働省と全社協・災害福祉支援ネットワーク中央センターが、社会福祉施設・避難所等に対する介護職員等の派遣調整を実施。
1月10日に全国の社会福祉法人、社会福祉施設に応募を呼びかけ、1月13日マッチング開始、同月15日から応援職員が被災施設で活動開始。
- 6月末までに63施設へ1,358名のマッチングを実施。8月分の募集を実施。

【問題認識】

- 応援派遣が9か月(以上)と長期化。
全国からの応募は減少。能登地方の施設の再開、避難先からの戻りを進めたいが、人材確保難。
応援派遣も長期化とともに応募が減少。
本来は雇用により充足することが必要。

令和6年能登半島地震における介護職員等の応援派遣について

- 被災地域における社会福祉施設の入所者等の生活を確保するため、「災害福祉支援ネットワーク中央センター」(中央センター)等の場を活用した体制の整備・介護職員等の広域的な派遣体制を構築する。
- 各県において派遣可能職員の登録にあたっては、避難所へのDWAT派遣や各福祉関係団体による被災施設応援派遣が連携して対応するために、DWATの派遣調整を行う「各県災害福祉支援ネットワーク」と情報を共有して実施できる体制を構築し実施する。
- 厚生労働省・中央センターにおいて、他県からの応援派遣可能な介護職員等数の情報を集約し、被災県において、受け入れニーズを把握した上で、全国組織団体の協力を得つつ、マッチングを行う。

厚生労働省・災害福祉支援ネットワーク中央センター(全社協)

<主な業務>
・被災県との連絡、調整
・団体間の連絡、調整等



(注) 派遣可能職員の登録に関しては、各都道府県の実情に応じて、実情に則した方法により調整。

- 派遣先(被災地)施設において、介護報酬対象の利用者に応援派遣の職員が対応した場合、人件費は、派遣先と派遣元施設が直接交渉して支払うとされている問題。

- ・被災施設の職員が休業で雇用が継続する場合給与支払いが継続するが、介護報酬による業務の場合、応援職員と休職者双方に支払うことでかえって支出が増加。
- ・求償について整理されたのは4/15、情報が十分でないなかの受入で支出増を余儀なくされた。
- ・派遣元が派遣先に請求を申し入れることに躊躇。

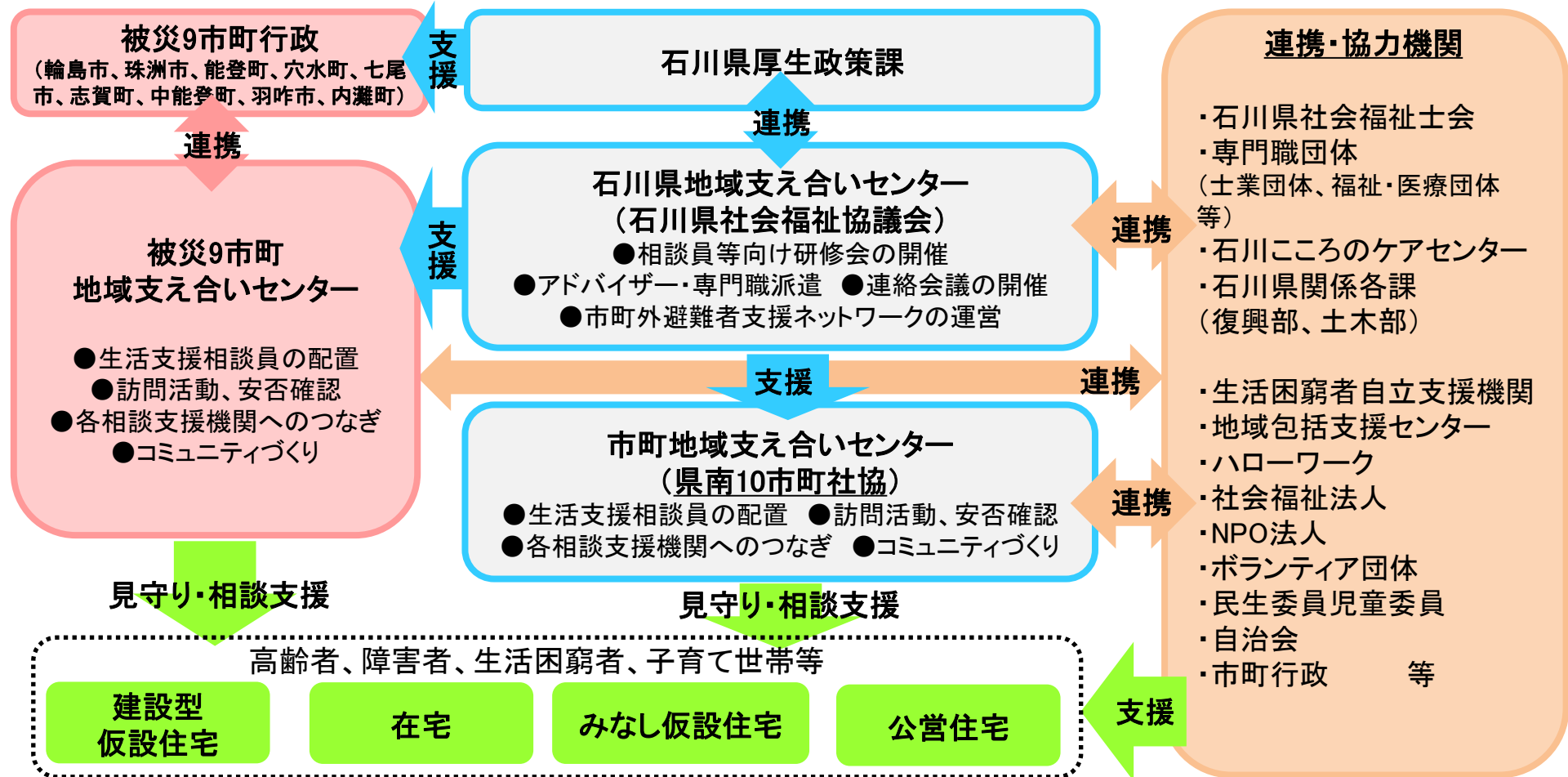
石川県における「避難生活」から復興期に向けた被災者への支援活動 【地域支え合いセンター】

- 能登半島地震発災直後の1次避難所の避難者数は40,688人。地震災害に続く大雨災害により、現在も避難生活が続いている。
- 地震災害では広域避難が行われたのが特徴。金沢市のスポンセンをはじめとする1.5次避難所から旅館・ホテルなどの2次避難所へ避難した方のほか、被災地から直接被災地外に避難した人もいる。
- こうした状況を踏まえ、石川県内の市町村協では、避難者の孤独・孤立を防ぐため、「**地域支え合いセンター**」（厚労省：被災者見守り・相談支援等事業）を設置し、被災者の見守り・相談支援にあたっている。

2 事業の概要・スキーム



石川県における被災者見守り・相談支援等事業 実施体制



石川県内での広域避難者の支援の取り組み

白山市の地域支え合いセンターでは、
「のとカフェはくさん」を実施し、
白山市内に避難する奥能登2市2町の方の交流会
を実施

県庁、珠洲市、輪島市および珠洲市社協、輪島市社協と連携して、出張相談会も開催するなど、被災地自治体と連携した取り組みとなっている。

(参考:NHKニュース)

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/kanazawa/20240731/3020021080.html>

野々市市社会福祉協議会では、
市内の方や企業へ寄付を呼びかけ、広域避難者のための「家電バンク」、「フードパントリー」を実施した。

また、家電や食料を取りに来た避難者の方々の交流スペースも用意し、避難者同士が交流したり、社協職員や生活支援相談員が生活の相談に乗ることができる場所となっている。

～野々市市に避難されている皆様へ～
避難者応援家電バンク・フードパントリー

野々市市に避難されている方の生活を支援するため、市民から家電製品(新・中古)や食品の寄付をいただきましたので、必要な方はぜひお受け取りください。

期 間: **6月24日(月曜日)まで** ※土日祝を除く

開催日時: 月・水・金曜日 午前: 10時～12時 午後: 13時30分～15時30分

対 象: 能登半島地震により野々市市内に避難されている方
※家電製品は住居を構える方

場 所: 野々市市本町6-8-48 (JAののいち本町支店隣の建物)

留意事項① 寄付物品を無料で提供いたしますので、直接品物をご確認いただき、お渡し後は自己責任でのご利用となりますのでご了承ください。
② 石川県「生活家電の購入に対する支援」を優先してご利用ください。
③ 事前の連絡は不要ですので、直接会場にお越しください。
④ 配送希望の方は来場時に日時の調整をさせていただきます。
⑤ 前・搬住所、搬入のための玄関等の寸法を確認の上ご来場ください。
⑥ 当日展示会場にある品物の中からお選びいただくことになります。
※在庫状況によりお選びいただける品数に変更があります

家電バンク内容(家電製品提供の目安)
① テレビ(19～40インチ) ② 全自動洗濯機(4～8kg) ③ 冷蔵庫(2ドア300L以内)
④ 炊飯器(3～5合) ⑤ 電子レンジ ⑥ 電気ポット(1L以上) ⑦ オープントースター
⑧ 扇風機・冷風扇
■下記条件で寄付を受け付け、簡単な清掃と動作確認を実施しております
① 2013年以降製造 ② 機能・動作に問題がなく電源コード等改造していないもの
③ 通常使用感以上の汚れや大きな傷・破れがないもの

フードパントリー内容(食料品提供の目安)
お米・乾麺・レトルト食品・缶詰・調味料
・インスタント食品・その他
■下記条件で寄付を受け付け、賞味期限の確認を実施しております
① 賞味期限が記載されており、それが一か月以上先のもの ② 未開封のもの
③ 包装や外装が破損していないもの ④ 包装や外装を他のものに移植していないもの
⑤ 常温保存ができるもの

野々市市社会福祉協議会 検索

お問い合わせ 社会福祉法人野々市市社会福祉協議会
野々市市本町5丁目18-5 TEL 076-246-0112
URL: <https://monochi-shelko.jp/>

一ここのQRコードからHPへアクセスできます

能登半島地震での災害福祉支援活動を踏まえた課題

【被災地・被災者の状況をめぐる課題】

①高齢化の進行、世帯構造の変化等に対応した支援の必要性

- ・災害時の避難行動の困難性、適切な支援制度の情報把握の困難性を抱える高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯、障害者世帯など要配慮世帯に対し、避難行動、避難生活、生活再建の各段階における伴奏的支援が必要 ※能登半島地震の被災市町の高齢化率：40～50%

②避難所に取り残される社会的脆弱性を抱えた人への支援の必要性

- ・生活拠点を失い、住宅を自力で再建できない人が避難所を長期利用
(6/18現在) 避難者：2,394人(1.5次(37)、2次避難所(1,291)：1,328人、市町避難所計1,066人)
- ・2次避難所では生活が困難な人が、1.5次避難所に滞留
- ・1.5次避難所等への広域搬送によって故郷への帰還が困難となった人が増え、つながりの再構築、コミュニティ再生が遅れる

③在宅避難者や車中泊等、避難場所の多様化に対応した支援の必要性

- ・指定避難所以外の避難者(4/1現在)：親せき宅等：7,735人 車中泊：139人 自宅：4,956人 避難所：223人 合計 13,053人
- ・指定避難所を利用せず、自宅や車中で避難生活を送る人に、支援情報の提供、健康状態の確認、医療や服薬の不足、必要な支援の提供が行われず、災害関連死につながる例が多く発生。
- ・令和6年能登半島地震：死者299人のうち災害関連死70人

④災害関連死の防止を目的とした長期的な支援の必要性

- ・災害関連死は、避難生活の進行、長期化に伴い発生。国の分析でも災害関連死の原因の第1位は「避難生活の肉体的・精神的負担」(55%)。福祉的支援は、発災直後のケアの継続のみならず、在宅避難、仮設住宅入居後の見守りや相談支援、孤独・孤立防止、介護予防等、多角的な支援を長期的、継続的に行うことが必要

⑤いつまでも生活再建に進めない人の支援の必要性

- ・高齢者世帯等を中心として、損壊した家屋で長期の生活を送る人、自力で片付けができずにいる人が発生している。
- ・罹災証明を含め、生活再建に向けて、どのような支援や選択肢があるかの情報が得られずにいる人が多くいる

⑥福祉サービス利用者の命を守るために、災害救助としての福祉支援の必要性

- ・発災後、ライフライン被害や人材不足等により福祉施設入所者の命が危険に晒されるため、被災施設等で必要なサービスを継続的に提供できる人的支援・物的支援が必要(全国の福祉施設からの応援職員派遣やDWA T活動展開のための体制強化)
- ・水道・道路等のインフラ復旧の遅れや建設業者等の確保が困難な中、福祉施設や在宅事業所等の復旧・事業再開が進まず、広域避難した住民のうち、福祉サービスを利用していた人びとの帰還に影響している。
※広域避難の際に、避難者の帰還にかかる意向確認や帰還に必要な情報等が連携されていない。

⑦災害ケースマネジメント体制の構築と自立・生活再建に向けた継続的支援の必要性

- ・避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている情報、行政の被災者台帳、保健師による訪問記録、災害VCのニーズ票、被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援事業による要支援者情報等の共有による被災者の状況に応じた切れ目のない支援の実施。
- ・平時の福祉施策(生活困窮者自立支援機関、地域包括支援センター等)を活用した災害ケースマネジメント体制の構築と継続的支援の実施

全社協政策委員会「令和7（2025）年度社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書
～『ともに生きる豊かな地域社会』の実現に向けて～」（抜粋） 令和6年5月28日

【制度・予算 重点要望事項】

6. 災害福祉支援活動の強化に向けた法改正と体制整備および財政支援の充実

- (1) 災害法制への「福祉」の位置づけの実現
- (2) 平時から災害発生時まで切れ目のない支援の実現に向け、「災害福祉支援センター」を全都道府県に整備
- (3) 災害福祉支援ネットワークの体制強化のための財政支援の強化
- (4) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る人員体制の確保および財政支援の拡充
- (5) 被災した社会福祉法人・福祉施設への施設整備費補助の拡充および要件緩和等

【災害支援の目的の再定義】

- ▶ 人命救助に加えて、「**尊厳のある暮らしを守る**」という理念を具体化する
- ▶ 物による支援のみならず、**人による支援を明確にする**
- ▶ 「行政主体」から「**官民協働（多様な主体の協働）**」による支援が行える仕組みに再編する

【災害救助法の改正の視点】

- ・ すべての人が**災害時にも尊厳ある生活**を送るために支援を受ける権利があることを明確にする
- ・ 避難所避難だけでなく、**避難場所の多様化に対応**できるようにする
- ・ 避難所に社会的脆弱性を抱えた人が長期に滞留しないよう支援する
- ・ 個々の被災者に**寄り添い、被災者の生活再建・自立を促進する**ために災害ケースマネジメント等を通じた包括的な支援体制を構築する
- ・ 災害VCやDWAT活動等による支援活動を支えるために、公的支援の再編成および拡充を図る
- ・ 被災者支援は**公的支援を基盤としたうえで、社協や社会福祉法人、NPO、災害中間支援組織等が連携・協働してプラットフォームを形成して取り組む**ものであり、こうしたプラットフォームへの活動費担保も災害救助法の対象とする